

30総総法査第1090号の3 令和元年12月25日

審查請求人

有限会社杉原水産

代表者 代表取締役 杉原 稔 様

上記代理人 熊本 一規 様

同 弁護士 樋渡 俊一 様

同 弁護士 岩﨑 真弓 様

東京都行政不服審査会への諮問について (通知)

審査請求人が提起した業務停止処分の取消しを求める審査請求(30総総法査第1090号)について、令和元年12月25日付けで、行政不服審査法43条1項の規定に基づき東京都行政不服審査会に諮問しましたので、別添審理員意見書の写しを添えて、その旨通知します。